

令和 7 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	11	府 省 庁 名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	破綻金融機関等から協定銀行が不動産を取得した場合の非課税措置の恒久化又は延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 協定銀行は、預金保険機構（以下、「機構」という。）との協定に基づき、 ① 内閣総理大臣のあっせんを受けて、破綻金融機関又は承継銀行等（以下、「破綻金融機関等」という。）の事業の譲受け等を行い、その整理回収業務を行うこと ② 機構から資産の買取りの委託を受けた場合において、機構に代わって破綻金融機関等から資産を買い取り、整理回収業務を行うこととされている（預金保険法附則第 8 条）。 ・ 特例措置の内容 令和 7 年 3 月 31 日までに協定銀行が破綻金融機関等から不動産を取得した場合における、現行の不動産取得税の非課税措置について、恒久化又は延長すること。		
関係条文	地方税法附則第 10 条第 1 項		
減収 見込額	[初年度] — (▲253) [平年度] — (▲253) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 金融機関の破綻処理等を行う際、機構と協定を締結した協定銀行に、破綻金融機関等の事業の譲受け等及び資産の買取りを行わせることにより、円滑な破綻処理等を進めようとするもの。 (2) 施策の必要性 ① 協定銀行が行う破綻金融機関等の事業の譲受け等及び資産の買取りは、 - 金融機関の破綻処理等に必要不可欠な制度であり、強い公共性を有していること、 - 整理回収を専門的に取り扱う協定銀行が行うことにより、破綻金融機関等の再生や資産の整理回収を強力かつ効率的に行うことができること、 ② 平成 15 年度以降の協定銀行による不動産の取得実績はないものの、上記の通り、今後、金融機関の破綻が生じた際には、その処理等に伴う不動産取得が行われることが十分想定されること、 ③ 本措置の恒久化により、手続きの予見可能性を高め、安定性を確保することによって、迅速かつ円滑な破綻処理が図られる必要があること、 を踏まえ、金融システムの安定確保に向けたセーフティネット機能の十全な発揮を確保する観点から、現行の非課税措置を恒久化又は延長する必要がある。		
本要望に 対応する 縮減案	なし		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I－2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	金融機関破綻時等におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置又は当分の間延長とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	要望内容の性格上、計数的な指標を持って達成状況を具体的に示すことは困難であるが、過去の不動産取得実施時においては円滑な破綻処理の一助となり、ひいては金融システムの安定に寄与したものとする。
	有効性	要望の措置の適用見込み	要望内容の性格上明示困難なため、適用見込み明示せず。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	協定銀行による事業の譲受け等及び資産の買取りは、金融機関の破綻処理等に必要不可欠な制度であり、預金者等の保護を図る観点から強い公共性を有しており、本措置は金融機関破綻時等におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムの安定に寄与する見込みであり、手段として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税 - 登録免許税の免除（預金保険法附則第22条第1項） - 土地等の譲渡にかかる租税特別措置法の適用除外（預金保険法附則第22条第2項） 地方税 - 協定銀行に係る資本割の特例措置（地方税法附則第9条第2項）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	協定銀行による事業の譲受け等及び資産の買取りは、金融機関の破綻処理等に必要不可欠な制度であり、預金者等の保護を図る観点から強い公共性を有しており、本措置は金融機関破綻時等におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムの安定に寄与することから、本措置は妥当なものである。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	不動産取得実績	納税額推計	
		平成 9 年度	2,053 百万円	26.9 百万円
		10 年度	49,503 百万円	649.7 百万円
		11 年度	14,419 百万円	189.2 百万円
		12 年度	13,894 百万円	182.3 百万円
		13 年度	14,205 百万円	186.4 百万円
		14 年度	21,498 百万円	282.1 百万円
		15 年度以降	取得実績なし	
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—		
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	協定銀行による事業の譲受け等及び資産の買取りは、金融機関の破綻処理等に必要不可欠な制度であり、預金者等の保護を図る観点から強い公共性を有しており、本措置は金融機関破綻時等におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムの安定に寄与するものとなっており、手段として有効である。		
	前回要望時の達成目標	要望内容の性格上明示困難なため、達成目標明示せず。		
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	要望内容の性格上明示困難なため、達成目標明示せず。		
これまでの要望経緯		平成 8 年度改正で、初めて本非課税措置を要望。平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 19 年度、平成 21 年度、平成 23 年度、平成 25 年度、平成 27 年度、平成 29 年度、平成 31 年度、令和 3 年度及び令和 5 年度税制改正で同措置の延長を要望し、それぞれ 2 年間の延長がなされている。		